

熱と電気の有効利用促進事業実施要綱

(制定) 令和4年5月26日付4環地地第40号
(改正) 令和4年6月13日付4環地地第102号
(改正) 令和4年8月8日付4環気家第38号
(改正) 令和5年1月11日付4環気家第183号
(改正) 令和5年3月30日付4環気家第305号
(改正) 令和6年3月7日付5環気家第408号
(改正) 令和7年2月25日付6環気家第507号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、家庭部門の熱と電気の利用について、有効利用を促進するために行う「熱と電気の有効利用促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、東京都内（以下「都内」という。）の住宅に太陽熱利用システム又は地中熱利用システムを設置する者に対し、当該システムの設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、都内の住宅に太陽熱利用システム又は地中熱利用システムを既に設置している者に対し、これらのシステムに使用している機器の更新に必要な経費の一部を助成する。
- 3 都は、都内の住宅に太陽光発電システムの設置と併せてエコキュート等を設置する者又は既に太陽光発電システムが設置されている都内の住宅にエコキュート等を設置する者に対し、当該エコキュート等の設置に必要な経費の一部を助成する。
- 4 都は、1から3までの機器の設置工事に係るリフォーム瑕疵保険等の加入に必要な経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- 2 住戸 戸建住宅及び集合住宅における、各住居一戸のことをいう。
- 3 太陽熱利用システム 太陽熱を集熱器に集めて給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムをいう。
なお、空調には輻射式の暖房を含む。
- 4 地中熱利用システム 地中の熱を熱源として給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムをいう。

なお、空調には輻射式の暖房を含む。

- 5 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナ（太陽電池が発電した直流電力を住宅で利用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- 6 エコキュート等 ヒートポンプを利用した給湯器で、電気ヒートポンプ給湯器（以下「エコキュート」という。）又はヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器（以下「ハイブリッド給湯器」という。）をいう。
- 7 おひさまエコキュート エコキュートのうち、一般社団法人日本冷凍空調工業会における昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機（JRA4085：2022）に該当する設備をいう。
- 8 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 25 条第 1 項の管理者又は同法第 47 条第 2 項の管理組合法人をいう。
- 9 リース等 契約の名称にかかわらず、貸主が設備を代わりに購入して借主に使用させ、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- 10 リフォーム瑕疵保険等 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第2号に基づき同法第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が契約の引受けを行うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険をいう。
- 11 事前申込 事業の効果的な実施を図るため、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が別に定める手続のことをいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（１）、（２）又は（３）のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- （１） 2（１）から（５）までに規定する、助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）のうち、太陽熱利用システム、地中熱利用システム又はエコキュート等を設置する、これらのシステムの所有者又は管理組合
- （２） 助成対象設備のうち太陽熱利用システム又は地中熱利用システムを既に設置している住宅の所有者又は管理組合であって、これらのシステムのうち2（３）又は2（４）で規定する機器を更新する者
- （３） 助成対象設備のうち、太陽熱利用システム、地中熱利用システム又はエコキュート等をリース等により個人又は法人に対して貸与する者（当該システムを貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行うものに限る。）

2 助成対象

助成対象は、助成対象の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 太陽熱利用システム
- 一 未使用品であること。
 - 二 都内の住宅に新規に設置されたものであること。
 - 三 集熱器が日本産業規格のJIS A 4112に規定する基準相当の性能を持ち、液体集熱式（強制循環式に限る。）又は空気集熱式によるものであること。
- (2) 地中熱利用システム
- 一 未使用品であること。
 - 二 都内の住宅に新規に設置されたものであること。
 - 三 クローズドループ型で地中に埋設した地中熱交換器を使用し、暖房時エネルギー消費効率（定格 COP値）が3.7以上であること。
- (3) 太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器
- 一 未使用品であること。
 - 二 都内の住宅に（1）三に規定する太陽熱利用システムを設置していること。
 - 三 当該システムを継続して利用するために、更新するものであること。
- (4) 地中熱利用システムに係る地中に埋設された地中熱交換機を除く機器（ヒートポンプ等）
- 一 未使用品であること。
 - 二 都内の住宅に（2）三に規定する地中熱利用システムを設置していること。
 - 三 当該システムを継続して利用するために、更新するものであること。
- (5) エコキュート等
- 一 未使用品であること。
 - 二 エコキュートにあつては、電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断基準等（平成25年経済産業省告示第38号）におけるエネルギー消費効率が、次の表に定める数値以上であること。ただし、おひさまエコキュートを除く。
ハイブリッド給湯器にあつては、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格(JGKAS A705)で、年間給湯効率が108%以上のものであること。

想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	エネルギー消費 効率
少人数	—	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7
標準	一缶	320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1
			寒冷地仕様	2.7
		320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.5
			寒冷地仕様	2.9
		550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2
			寒冷地仕様	2.7
	多缶	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0

			寒冷地仕様	2.7
--	--	--	-------	-----

三 太陽光発電システムで発電された電力を使って、日中に沸き上げる機能を有すること。

四 次の全ての要件を満たす太陽光発電システムを併せて新たに設置する、又は既に設置している都内の住宅に、新規に設置されるものであること。

ア 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

イ 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

ウ 太陽光発電システムの発電出力（kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（I E C）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が50kW未満であること。

五 三及び四を満たさない場合、別表に掲げる再生可能エネルギー電力メニューを契約し、当該電力が当該住宅に供給されていること。

（6）リフォーム瑕疵保険等

助成対象設備を設置する際に、新規で加入していること。

3 助成対象経費

本事業の助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（1）太陽熱利用システム

助成対象設備の設置に係る機器費及び工事費

（2）地中熱利用システム

助成対象設備の設置に係る機器費及び工事費

（3）太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器

既に設置されている太陽熱利用システムのうち、補助熱源のための機器を更新する場合の機器費及び工事費

（4）地中熱利用システムに係る地中に埋設された地中熱交換機を除く機器（ヒートポンプ等）

既に設置されている地中熱利用システムのうち、機器（地中に埋設された地中熱交換機を除く。）を更新する場合の機器費及び工事費

（5）エコキュート等

助成対象設備の設置に係る機器費及び工事費

（6）リフォーム瑕疵保険等

2の(6)で定めるリフォーム瑕疵保険等の加入に係る保険料及び検査料

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象の種別ごとに次のとおりとする。ただし、助成対象設備の設置に係る機器費又は材料費、工事費又は保険料及び検査料について国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

なお、それぞれの助成対象に対する助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 太陽熱利用システム

太陽熱利用設備を設置する場合の交付額は、助成対象経費の2分の1以内であつて、1住戸当たりの上限額は次の各号のいずれか小さい額とする。

- 一 1住戸当たり 550,000 円
- 二 太陽熱利用システムに係る集熱器の面積（㎡を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。）に1㎡当たり 100,000 円を乗じた額

(2) 地中熱利用システム

本事業の助成金の交付額は、助成対象経費の5分の3以内であつて、地中熱利用システム1台当たり 1,800,000 円を上限額とする。ただし、戸建住宅においては、設置台数の上限を1住戸当たり1台とする。

(3) 太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器

太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器を更新する場合の交付額は、助成対象経費の2分の1であつて、1台当たり 100,000 円を上限とする。

(4) 地中熱利用システムに係る機器（地中に埋設された地中熱交換機を除く。）

地中熱利用システムに係る機器（地中に埋設された地中熱交換機を除く。）を更新する場合の交付額は、助成対象経費の2分の1であつて、1台当たり 275,000 円を上限とする。

(5) エコキュート等

- 一 第4 2(5)一から四までの要件を満たすエコキュート等を設置する場合の交付額は、1台当たり140,000円とする。
- 二 第4 2(5)一、二及び五の要件を満たすエコキュート等を設置する場合の交付額は、1台当たり50,000円とする。
- 三 都内の住宅に新規に設置し、かつ、DR実証に参加する場合は、一又は二に定める額に80,000円を加算した額とする。

(6) リフォーム瑕疵保険等

助成金の交付額は、1契約当たり 7,000 円とする。

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

- (1) 公社が助成対象者に対して助成金の交付を行うために造成する基金への出えん
- (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務

3 都は、公社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の事前申込の募集は、令和5年度から令和9年度まで行う。ただし、第4 4(5)三による助成金の事前申込の募集は、令和7年度に行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和4年度から令和11年度まで行う。ただし、第4 4(5)三による助成金の交付は、令和7年度から令和9年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年5月26日付4環地地第40号）

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

附 則（令和4年6月13日付4環地地第102号）

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則（令和4年8月8日付4環気家第38号）

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

附 則（令和5年1月11日付4環気家第183号）

- 1 この要綱は、令和5年1月31日から施行する。
- 2 令和5年1月30日までに交付要綱（令和4年9月5日付4都環公地温第1312号による制定の熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱をいう。）第8条の交付申請がされたものは、令和5年1月31日の施行日にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和5年3月30日付4環気家第305号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年1月30日までに交付要綱（令和4年9月5日付4都環公地温第1312号による制定の熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱をいう。）第8条の交付申請がされた助成金の

交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、令和4年8月8日付4環気家第38号により改正した熱と電気の有効利用促進事業実施要綱を適用する。

- 3 令和5年1月31日から同年3月31日までに交付要綱第8条の交付申請がされた助成金の交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月7日付5環気家第408号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月29日までの間に熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱（令和4年9月5日付4都環公地温第1312号）第7条の事前申込がされた助成金の交付に係る手続（以下「旧助成金交付手続」という。）については、本要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本要綱第3 10及び第6の規定については、旧助成金交付手続にも適用するものとする。

附 則（令和7年2月25日付6環気家第507号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する
- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱（令和4年9月5日付4都環公地温第1312号）第7条の事前申込がされた助成金の交付に係る手続（以下「旧助成金交付手続」という。）については、本要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

次に掲げるいずれかの再生可能エネルギー電力メニューを契約していること。	
1	令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）交付規程 別表3【再生可能エネルギー100%電力調達】①（2）の環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー
2	東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」又は九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの
3	都が別途指定するもの